

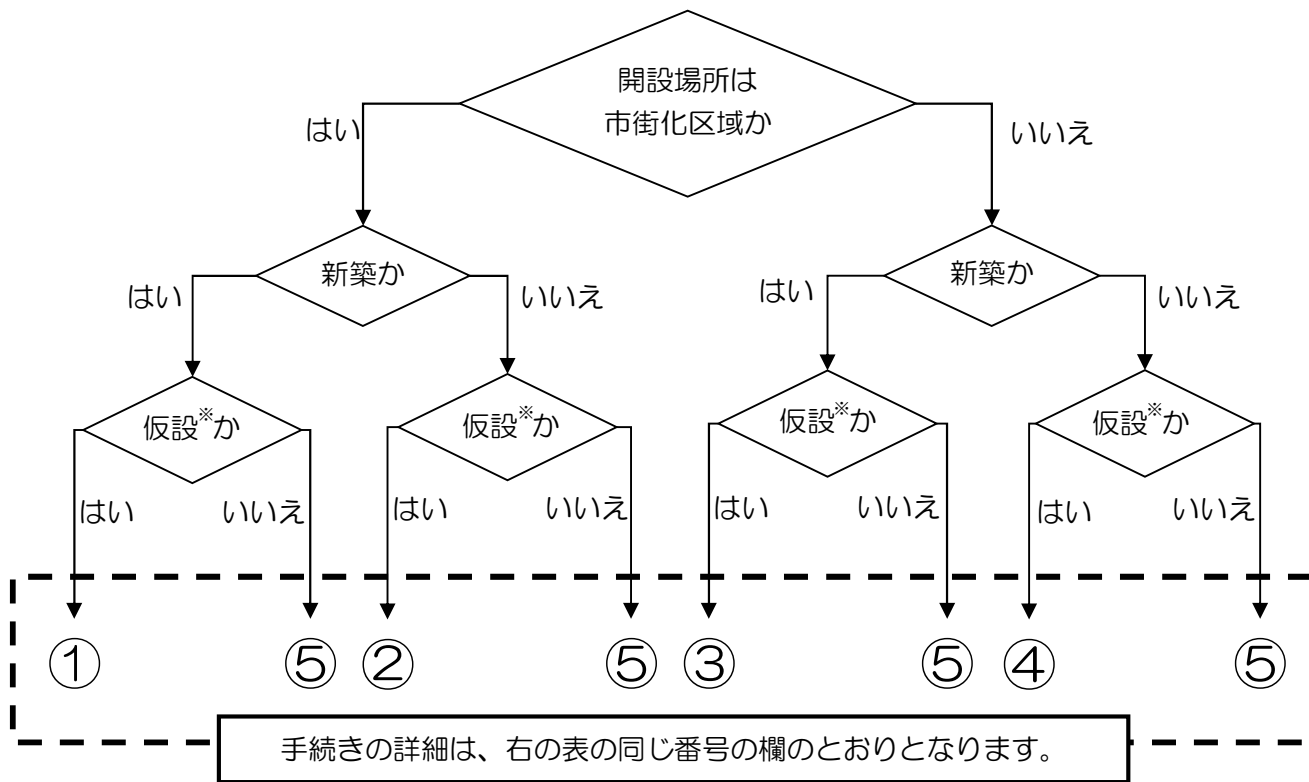
# 選挙事務所を開設する際の 建築基準法と都市計画法の手続き

## 1. 必要な手続きについて

選挙事務所を開設する際は、原則として事前に手続きが必要となります。

開設場所によって手続きが異なりますので、下のフローチャートに基づいて、所定の手続きを行うようにしてください。

【手続き方法の選択フローチャート】



※「仮設」とは、下記の要件をすべて満たす選挙事務所です。

なお、下記の要件をいずれか1つでも満たさないものは、「本設」となります。

○「仮設建築物の選挙事務所」に該当する要件

- 対象となる選挙および立候補者が明確であること
- 公示日3か月前から投票日後1か月までの期間のみ一時的に使用するものであること
- 選挙終了後に取り壊されるものであること又は撤収されるものであること
- 選挙事務所以外の用途で使用をしないこと

## ＜仮設＞

(表中の面積は、延べ面積を示す。)

市街化区域		
用途地域	① 新築して仮設の使用をする場合	② 既設を利用して仮設の使用をする場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第一種低層住居専用地域</li> <li>• 第二種低層住居専用地域</li> <li>• 第一種中高層住居専用地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仮設建築物許可申請と確認申請が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一時的用途変更の許可申請が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第二種中高層住居専用地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2階以下かつ1,500㎡以下 ⇒ 確認申請が必要(☆)</li> <li>• 3階以上又は1,500㎡超 ⇒ 仮設建築物許可申請と確認申請が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2階以下かつ1,500㎡以下 ⇒ 手続き不要</li> <li>• 3階以上又は1,500㎡超 ⇒ 一時的用途変更の許可申請が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第一種住居専用地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3,000㎡以下 ⇒ 確認申請が必要(☆)</li> <li>• 3,000㎡超 ⇒ 仮設建築物許可申請と確認申請が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3,000㎡以下 ⇒ 手続き不要</li> <li>• 3,000㎡超 ⇒ 一時的用途変更の許可申請が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記以外の用途地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 確認申請が必要(☆)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続き不要</li> </ul>
市街化調整区域		
	③ 新築して仮設の使用をする場合	④ 既設を利用して仮設の使用をする場合
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仮設建築物許可申請と確認申請が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続き不要</li> </ul>
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続き不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続き不要</li> </ul>

☆印…仮設建築物としての緩和を受けたい場合、仮設建築物許可申請をすることができる。

## ＜本設＞

⑤ 本設の選挙事務所を開設する場合
「仮設建築物の選挙事務所」の要件をすべて満たさず、本設の選挙事務所を開設する場合は、 <b>建築基準法と都市計画法の手続きが必要</b> となりますので、建築指導課までご相談ください。

【裏面に続きます。】

## 2. 建築基準法の手続きについて

選挙事務所を新築する際は、「確認申請」の手続きが必要となり、建築基準法の規定に適合する建築物とする必要があります。また、既設の建築物を使用する場合も、用途地域の制限に適合する用途・規模とする必要があります。ただし、「仮設建築物の選挙事務所」に該当する場合、「仮設建築物許可」又は「一時的用途変更の許可申請」により、一部規定の緩和を受けることができます。

○仮設建築物許可申請、一時的用途変更の許可申請により緩和となる主な規定

- ・市街化調整区域内における開発及び建築の制限
- ・用途地域の制限、建ぺい率・容積率の制限、防火・準防火地域内の仕様の制限、日影規制の制限

## 3. 都市計画法の手続きについて

市街化調整区域に選挙事務所を新築する際は、都市計画法の手続きが必要です。ただし、「仮設建築物の選挙事務所」に該当し、建築基準法の「仮設建築物許可」を受けた建築物については、手続きは不要です。

また、適正に立地している既設建築物の用途を変更して使用する際は、都市計画法の「用途の変更」に該当しませんので、手続きは不要です。

## 4. 建築基準法の手数料等について

- (1) 申請手数料 : 仮設建築物許可申請・一時的用途変更の許可申請 12万円  
確認申請の手数料の額は、規模によります
- (2) 審査期間 : 仮設建築物許可申請 概ね7日程度、確認申請 概ね7日程度
- (3) 申請に必要な書類 : 所定の申請様式、案内図、公図、配置図、平面図等

## 5. その他注意事項

- (1) 木造以外の建築物で延べ面積30㎡を超える場合又は階数が3以上の場合には、建築士による設計が必要です。
- (2) 仮設トイレは据置くもので、配管・配線の接続がなく、任意に移動可能なものは、建築物として扱いません。
- (3) 登記地目又は現況が農地の場合は、農地法の手続きが必要となりますので、詳細は、農業委員会（TEL：51-2951）までお問合せください。

### お問合せ先

豊橋市役所 建設部 建築指導課  
建築審査グループ TEL：0532-51-2581